

第2次東広島市公共施設等総合管理計画の一部改訂について

1 要旨

令和4年4月1日付け総務省通知に基づき、第2次東広島市公共施設等総合管理計画における公共施設等の管理に関する基本的な考え方において、「脱炭素化の推進方針」を追記する。また、未利用資産等の売却及び有効活用等を促進するため「保有する財産（未利用資産等）の活用や処分に関する基本方針」を追記するもの。

2 記載内容

(1) 脱炭素化の推進方針

本市は、脱炭素社会実現のため、2050年二酸化炭素排出実質ゼロをめざし、「ゼロカーボンシティ」に挑戦することを宣言しました。民間事業者との共同出資により設立した地域新電力会社「東広島スマートエネルギー株式会社」や、市内から出たごみがエネルギーとして回収される資源循環型の「広島中央エコパーク発電所」へ電力の供給を切替えました。更にLED照明等の省エネ性能に優れた機器、資材の導入による消費エネルギーの省力化などによりZEB Oriented相当以上を目指し、公共施設における脱炭素化を進めます。

(2) 保有する財産（未利用資産等）の活用や処分に関する基本方針

行政用途がなくなる等の理由により発生した未利用資産等は、コスト等を踏まえ、利用に供することができる期間を限度に、最大限有効活用していきます。

再活用が見込めない財産については、積極的に売却するとともに、貸付け等による活用を検討していきます。